

社団法人全国老人保健施設協会では平成 22 年 8 月 23 日付民主党幹事長宛、8 月 27 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長宛、また 8 月 30 日付厚生労働大臣宛に「平成 23 年度税制改正要望書」（全老健第 22 - 212 号）を提出いたしました。要望書本文については、以下のとおりです。

社団法人全国老人保健施設協会
会長 川合 秀治

平成 23 年度税制改正要望書

消費税

1 介護保険事業にかかる消費税の取扱いについて、現在の「原則非課税」から「原則課税」への抜本改正

(理由)

平成元年 4 月 1 日より施行された消費税については、医療・介護の分野が「原則非課税」の規定により各事業体が支払った消費税についても、仕入控除がいまだに認められておらず、施設が消費税の最終負担者となっており、医療分野、介護分野において経営上の大きな負担が発生していると危惧されてきました。

今回、介護老人保健施設における消費税負担額の調査を行ったところ、経営に圧迫をもたらすほどの損税の発生が認められました。(添付資料)

特に医療機器や施設建設代金に含まれる消費税の負担は、既に介護施設だけでなく医療機関においても経営的な圧迫要因となっており、更に、現行の 5%の消費税が引上げられるようなことになれば、適正な医療・介護の質の維持が困難になるばかりか、施設の維持、経営そのものに決定的な打撃を与えることが容易に予想されます。

まずは、医療保険分野・介護保険分野に係る消費税を原則課税とするとともに、消費税の取扱いについては、利用者から介護報酬のアップと誤解されないためにも、介護報酬1単位に対して、消費税率(軽減税率適用も含む)を上乗せし、介護報酬と消費税の区分表示及び財源の明確化を要望いたします。

事業税

2 食事に要する費用及び居住に要する費用にかかる事業税非課税の明確化

(理由)

介護保険制度見直しの一環として、平成 17 年 10 月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 249 号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となっても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成 11 年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないよう、地方税法第 72 条の 23 第 2 項第 4 号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで(相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む)を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

固定資産税

3 固定資産税の軽減措置の復活

(理由)

医療法人の開設する施設の家屋等の資産については、当初、申請によって、取得してから5年間、税額4分の1が軽減され、平成14年度から軽減率が4分の1から6分の1に、平成16年度からは、8分の1に変更され、平成18年度に軽減措置そのものが廃止されました。

しかしながら、医療法人の開設する介護老人保健施設においては、平成12年度からの介護保険制度の目的にそった質の高い施設サービスを提供しており、今後も地域ニーズに即した整備や更なる質の向上を推進するため、この軽減措置を復活するとともに上記軽減率を従来の4分の1とすることを要望いたします。

法人税

4 退職給与引当金の税制上損金算入制度の復活

(理由)

要介護・要支援高齢者の生活の質を確保し、介護保険施設が安定した質の高いサービスを維持し続けるためには、なによりも施設で高齢者ケアに従事する職員の処遇を改善し、人材定着率の高い制度とすることが不可欠です。

長年にわたって介護現場に従事してきた職員の将来の退職金支出に備えるため、退職給与引当金の税制上損金算入制度の復活を要望いたします。

5 特別修繕準備金制度の適用範囲の拡大

(理由)

特別修繕準備金制度は、船舶、溶鉱炉等周期的に大規模な修繕を要し、かつ周期が相当の期間にわたると認められる費用に備えるための制度として制定されております。

介護老人保健施設におきましても、施設療養環境の維持・整備のためには、周期的に大規模な修繕を要し、これに備える資金が必要となります。

つきましては、独立行政法人福祉医療機構と施設改修に関わる契約を締結することを前提に、その積立金を費用として認容し、団塊の世代が利用対象者となる2020年までに、築後10年以上の施設が全て適用できる特別修繕準備金制度の構築を要望いたします。

法人税（続き）

6 特定設備等の特別償却の適用範囲の拡大

（理由）

改築費やコンピュータソフト及び介護機器の取得は、土地・建物のように実体のある財産というよりは、会計上の経過勘定の性格が強いので、償却を早めることにより財政状態の改善が見込めることが予想されます。

その効果を期待して、介護保険法の各種介護サービス事業の運営を行うための必要な専用の区画を設けるための改築、介護報酬の請求事務・要介護認定等に係るコンピュータソフト及び介護負担を軽減するためのリフト等の機器について、これらを取得するための支出(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)について、各種介護サービス事業を開始した事業年度で全額償却を認めていただくことを要望いたします。

7 建物等の耐用年数の短縮並びに割増償却率の引上と適用期間の拡大

（理由）

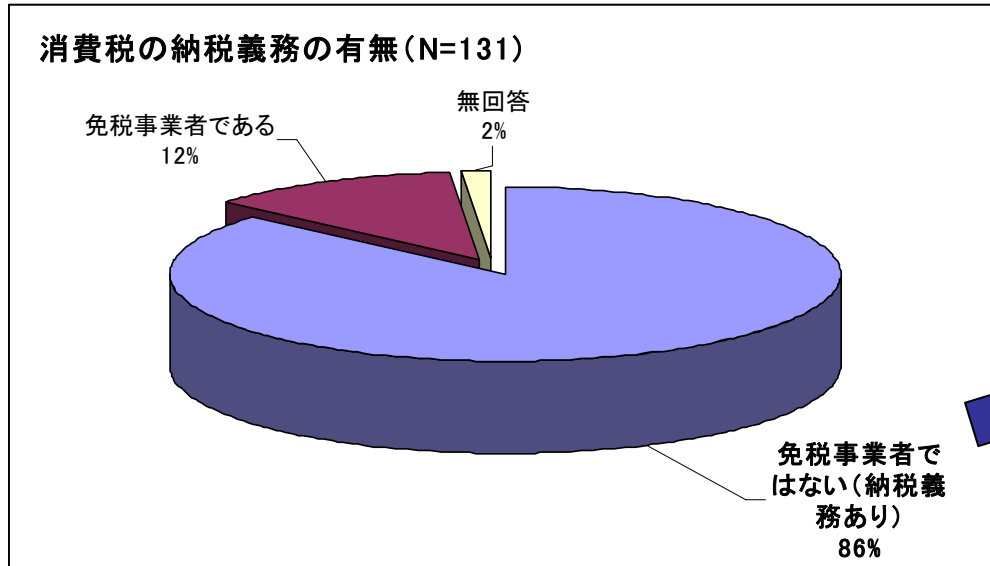
平成 14 年 3 月の介護事業経営実態調査によると、平成 10 年度以降に医療法人の開設する介護老人保健施設の自己資本比率は低く、借入金に依存した経営となっております。更に平成 10 年度税制改正により、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得する建物の償却方法が定額法となり減価償却費が従前に比べ小さくなることにより、借入金返済能力が低下することが懸念されます。

これを防止するために、現行の介護老人保健施設の用に供される建物及びその附帯設備(鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造)耐用年数を 39 年から 30 年に短縮すること、並びに、平成 17 年度において適用除外となった建物の割増償却制度についてはこれを復活し、平成 18 年 4 月 1 日以後に取得の建物については、割増償却率割合 20%、適用期間 10 年以内とすることを要望いたします。

以上

「介護老人保健施設の消費税負担に関する調査」(抽出調査)(平成21年8月調査、N=131の集計結果)

添付資料1



仕入れ等により預かった消費税額の計算方法(N=113)	比率(%)
一括比例配分方式の本則課税	57.5%
個別対応方式の本則課税	14.2%
簡易課税	23.9%
無回答	4.4%
合計	100.0%

平成20年度に消費税申告書で納付した消費税額のうち、老人保健施設に振り分けた分が明確な場合の金額

	平均値	中央値
20年度納付消費税額(N=52)	456,513	221,528

(単位:円)

		合計	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上 40万円未満	40万円以上 50万円未満	50万円以上
20年度納付消費税額	回答数	52	17	5	12.0	6	2	10
	割合(%)	100.0	32.7%	9.6%	23.1%	11.5%	3.8%	19.2%

「介護老人保健施設の消費税負担に関する調査」(抽出調査)(平成21年8月調査、N=131の集計結果)

添付資料2

消費税の支払いの状況

※この集計は、消費税額、あるいは費用の各勘定科目に、有効な回答があった110施設について行った。

※消費税額の記載がなかった施設については、各勘定科目から消費税を計算した。

※また、全ての回答施設を「一括比例配分方式の本則課税」とみなして集計を行った。

<1施設あたりの損税>	回答数	平均値
課税売上高(A)	110	19,373,045
課税売上割合(B)	110	0.04
1-課税売上割合(C)	110	0.96
購入・調達の際に支払った消費税額(5%)(D)	110	6,296,061
損税(D×C)	110	6,019,490

注)「課税売上高」は、調査票の「利用者等利用料収益のうち、消費税が課税される収益」、「その他の事業収益」、「利用者等外給食収益」、「その他の施設運営事業外収益」、「固定資産売却益」、「その他の特別利益」の和
 注)「課税売上割合」は、「課税売上高」を「収益の合計」で除した額。

(円)

定床数区分ごとの消費税支払いの状況

	定床数	回答数	平均値
損税 (D×C)	60床以下	7	3,651,049
	61~80床	19	5,070,889
	81~100床	61	5,776,617
	101~149床	12	7,354,483
	150床以上	11	9,055,662

(円)

<参考:1床あたりの損税>

	定床数	回答数	平均値
損税	60床以下	7	68,756
	61~80床	19	65,966
	81~100床	61	59,016
	101~149床	12	59,934
	150床以上	11	57,113

(円)